

# 対馬歴史民俗資料館報

第 13 号  
平成 2 年 3 月

編集・発行  
長崎県立対馬歴史民俗資料館  
〒817-0817 対馬市今原町 817  
電話 (09205) 2-3687  
印刷所  
長崎県栄町 6-23  
昭和印刷  
電話 (0958) 21-1234

## 『津島紀略』と『対州編年略』

永留 久惠

元禄一二年（一六九九）に序を識し、享保二年（一七一七）に改訂成編した『津島紀略』乾坤二編は、対馬郷土誌の基本的名著で、爾後の史書はよくこれを利用してゐる。乾は地理編、坤は事蹟編で、事蹟とは歴史に外ならず、この形式はずっと郷土史の範となつてゐる。

私が特に感心するのは事蹟において、編年体で記載された各項目に、かならずその史料の出所が明示されていることで、これは研究に便であるだけでなく、本書が信頼できる第一の要件を具えたものであることは言うまでもない。

しかるに本書が後続の『対州編年略』や『津島紀事』ほど知られてい

ないのが不思議である。近来鈴木業三氏の骨折により、「対馬叢書」として研究史に遺る書物が多く複製されたが、その第一刊は対州編年略、第二刊が津島紀事、宗氏家譜、対馬人物誌、その他これに続いたが、なぜか津島紀略はその選に漏れてゐる。鈴木氏に問い合わせたところ、よい底本がありませんかということだったが、長崎図書館には二通りの写本が架蔵されてゐる。

また対馬歴史民俗資料館に所蔵している「訥庵叢書」のなかにも、長崎図書館本の一つと同じものが揃つていて、私はこれをよく利用し、仲間の人たちにも薦めてきた。

ところで『対州編年略』（以下編年略という）がよく用いられるのは『津島紀略』（以下記略という）の事蹟よりこれが詳しいからで、『津島紀事』（以下紀事という）がよく用いられるも、『記略』よりこれが詳しくて面白いからである。

しかし詳しいというところに問題がある。そもそも『編年略』ができたのは享保八年、『紀略』の改訂編より六年後で、当然『記略』を参考にしたはずだが、そのことには言及していない。その巻頭の略題に、

予は弱冠より州の事蹟に志し、故に之を正史実録に稽へ、之を参するに諸氏百家の説を以て、之を纂輯す。

と記し、さらに凡例において、およ

そ書物に記されてある事でもその証なきものは之を取らず、また民間の口承といえども証あるものはこれを取り、二説あるものは両説を挙げて之を論じ、その正を取るようになしたと記している。

そこで『紀略』と対比してみると『記略』にない所伝や新説が多く載つてゐる。それには新しい史料を増補した功もさることながら、現在の知見をもつてすれば、とても史実とは思えない伝説や、虚構の由緒から取つたものもかなりある。

一例を挙げると、継体天皇の朝に応神天皇の神霊を対馬島の木坂山に鎮め、欽明天皇三十一年に対馬島八幡宮の神霊を豊前国宇佐に分祀したといふのはありえないことである。八幡宮の創祀は宇佐というのが動かない定説で、その祭神が応神天皇、大帯姫（神功皇后）になるのは平安時代になつてからである。

この八幡宮由緒なるものは、近世主神職藤氏によって創作された疑いが濃厚で、これについては別稿「対馬国<sup>上津八幡宮</sup>」に詳論したが、だいたい神社の由緒などというものは、しばしば書き改められることがあり現に巖原八幡宮の今の由緒は、明治二三年に改訂されたものである。

このような虚構性の強い由緒等を史料としたところに誤りがあるわけで、この外にも疑わしい所伝が随所にあることから、『編年略』を使用するときはその辺のことを念頭において、史料批判が必要になる。

そこで困るのは史料の出所が明示してないことで、この点はどうして『紀略』に倣わなかったのか、いぶかしく思う。私が検しえたところでは、増補されたなかには、藤氏一門(斎延・定房・斎長・仲郷)の学説によるものが少なくない。藤家には古い史・資料があつたともいうが、郷土史家川本達は、それは偽書ではないかと疑っている。

断っておくが、私は藤氏の家学を一概に非難するものではない。その業績には敬意を表する。ただし史実と伝説と自説が判然としない記述に惑わされることがあり、なかには自

説によって歪曲されたり、虚構の歴史が説かれていることに對しては、大いに批判を加えるべきだと思つてゐる。

『編年略』を編んだ定房は、『紀略』が正史実録に認められた史実だけを取り、現地の伝承や新説を無視してゐることを不服として、本書を編輯したに違いない。それで内容の豊富な史書ができたことは有難いけれども、無批判に信用はできないということをお勧めしたい。

この編年略と並んでよく使われる『紀事』についても、同様のことが言えるのは、その資料が多く藤氏から出ているだけでなく、怪しい伝説が多く盛られているからで、素晴らしい郷土誌ではあるが、史・資料として見るときは玉石混淆の感をいえない。

この『紀事』については『対馬島

誌』(以下『島誌』という)の編者(日野清三郎)も、その説の牽強付会が多いことを看破して、慎重に対処したことがよくわかる。

そこで、しまいに『島誌』を見ると、雑多の資料をよく取捨選択し、郷土誌の基本とされる名著だが、編年体の歴史を編んだ『改訂島誌』は当然『紀略』と『編年略』を資としたはずで、前二書を足して増補整理されている。各項に適切な表題があつてわかりやすく、特に解説と著者の意見は別に付記されているところがよい。

ただしそれでもなお不服はある。『編年略』の虚伝がそのまま記載されていることで、当時としてはやむをえないことでもあつたらう。なお出所を示したところもあるが、多くの項に出所が示していないことについては凡例にその断りが記してある。

記録によって、その内容の凡その見当をつけることはできる。

御触状は、唐船の長崎入津と帰帆の際に発せられて、その時期を予告し、漂着時の対応策をも示したものと考えられる。そのため、毎年四月から五月初めにかけて入津の予告があり、また九月には帰帆の触状が届けられていた。藩ではそれによって、各郡の奉り役(奉役)を通じて村々に触れ下すと共に、関所と遠見番所に触れ下すと共に、関所と遠見番所(当時一五ヶ所)にもそのことを指し示した。参考までに入津の触れ下し状の一例を掲げることにする(帰帆の際の触状は若干相違するが紙数の都合から掲出できない)。

寛文八年五月二十五日(毎日記)

八郷之奉り方へ書状遣之、書面ハ長崎表へ唐船入津之時分ニ候間、如例年領内浦々ニ被仰付候、念彼入候様ニ与御政所申来候ニ付而、自然風悪敷唐船漂着仕候者、急度注進可申上候、并此方之者唐船へ乗り不申、又ハ船中之者陸へ不揚置様ニと申遣ス

右のような触状によって、遠見番所と村々に周知させようという訳である。しかし、実際に唐船の漂着があつたとき、現地の村人や藩がどう対処したかについては、一般には余

## 漂流唐船の長崎送り

長 郷 嘉 寿

当館架蔵の古い藩庁日記(毎日記)

には、しばしば漂流唐船についての記事があり、かぼちや船、広南船、高砂船、南京船、大明かうち船等の名称を見ることができ

また一方では、長崎奉行所から藩に對して、毎年二回ずつ、ほぼ定期的に、漂流唐船についての御触状が届けられていたことが知られる。かつては、長崎奉行所御触状などと

いう記録資料があつた筈と思われるが、今日ではこれを手にすることはできない。多分散逸したのであろう。そのため、今日では御触状の全文を見ることはできないけれども、他の

り知られてはいない。そこで、毎日記のなから関係の記事を拾って、その概略について述べてみたい。

ここに紹介するのは、寛文五年(一六六五)六月の記事によるもので、長崎を指していた唐船が、航路を誤って対馬近海まで漂流し、島の西海岸に沿って北上したときの出来事についてである。

この年六月二一日の毎日記のなかに「今日今里浦之前三四里程之沖を、唐船老艘北ニ走り過ぎ候由」と、地元佐須郡奉役が上府して届出た記事がある。今回の唐船にかかわる発見の第一報である。翌二二日には峰郡奉役からの急飛(急飛脚)で、「昨二一日青見(海)口三里程沖を唐船老艘北へ罷り通候由」とあり、二三

日には伊奈佐護兩郡の奉役から、「今二一日唐船老艘、兩郡の堺目中山の前半丁程之所へかかり居り候」という注進が届けられている。「かかり居る」というからには「碇を入れてい

この日兩郡から漕船三八艘を出して唐船を漕ぎ入れようとしたが、風波に阻まれたので中止し、その夜は「番船」を立てて監視し、翌二二日漸く鹿見浦に漕入れた旨を報告し、なお

「此唐船は当初六日ニ高砂出船候由申候。長さ十八間、ほばしら二本、荷物鹿皮、丹木、白砂糖、胡椒等を積居申由、御触状之通り一人も陸へあげ不申、此方も番船を附置き申候。船中の人数六十三人、水木飯米無之由申候故、水木之儀ハ望ニ相達申候、米之儀田舎ニ無之故如何様成共可被仰付之由申来ル」と述べている。この注進によって、藩庁では初めて唐船についての詳報を得たのである。

これによって、藩では直ちに唐船奉行を任命して、土分二名と組之者三名を伴って現地の指揮に当るよう

に急行させ、近隣の村々には漕船の差出しと薪水野さいの「馳走方」を、勘定方には米の急送を指示している。又一方では以上の状況を長崎奉行所に注進する使者を任命すると共に、その乗船の飛船差し立ての準備が下命されている。

奉行からの報告が届いて、筆談による書立によって、カビタン二人の名前と積荷の明細が明らかにされている。

二七日には鰐浦関所からの急飛があつて、唐船奉行の現地着を見届け、横目の者が立ち帰ったことを報告してきた。唐船奉行の報告で、唐船漕廻しは、雨と逆風のため「途中から鹿見浦に漕戻し候」とある。府中では、この日唐船の到着に備えて、滞泊中の「唐船番」の徒士衆の指名の記事が見られる。

六月二八日には長崎奉行所への注進の使者が発したとある。

この間にも、唐船漕廻しは順風を得ず困難を極め、西海を南下して府中に達したのは七月六日であった。唐船発見から一六日を要したのである。この間の連日に及ぶ村人達の漕船公役の辛勞の程がしのばれる。

唐船の府内滞泊中は、昼夜番船が

附けられ、唐船側から「質唐人」兩名が藩に差し出されることになる。

七月九日には、先頭長崎注進のために出発した使者が帰国している。

唐人船が、日和に恵まれて長崎へ出帆したのは七月二〇日、「唐船今朝長崎江出帆、相附御使者乗船同前出帆ス」とある。例によって、唐船には当方の町船頭と組の者数名が上乗りとし乗り組み、同行の使者船(五拾六挺立藩船)には、御船頭水夫の外、警護の歩行衆組の者と共に、差し出された「質唐人」兩人も乗船していたことは言うまでもない。

使者が役目を果して、長崎奉行の返書一通を受領して「首尾能く」帰国して復命したのは八月八日と記されている。この記事の末尾に「唐船に乗り候上乘之者ハ、長崎表ニて帯を解申行規仕候由被申候」と書き添えられた一行の記事が目を引いた。

## 染崎延房

日野義彦

明治初期の作家染崎延房(文政元年、明治十九年—一八一八—八六)

は江戸生れの旧対馬藩士であった。延房の姓の染崎には由緒がある。

讃岐国(香川県)の高松城主松平讃岐守頼基の娘元姫が、安永六年(一七七七)、対馬藩主第十代宗義暢(一七四一—一七八)に縁付いた。その際、元姫の御供の中に染崎という老女がいた。老女染崎は江戸対馬藩邸の奥づとめをする身になった。義暢が対馬府中(厳原)の藩邸で、翌七年(一七七八)歿した後も、江戸の対馬藩邸の貞心院(元姫、高松夫人)に忠勤を励んだ。一生奉公の老女染崎は、対馬藩士大岡臺助の二男廣石衛門を養子に迎えた。この時、染崎を姓としたのである。

文政元年(一八一八)十月、江戸藩邸の下谷の箕輪下屋敷で、染崎廣石衛門に長男が生れた。八郎と命名された。八郎は武士の子として、江戸の空気を吸って育った。

幼時から八郎は読書を好み、為永春水(一七九〇—一八四三)の「春色梅児誉美」等を愛読する武士の文学青年に成長した。当時、春水は人情本の元祖と称する程の流行作家であった。八郎を魅了した春水に入門したのは、八郎が十九歳の天保七年(一八三六)である。

八郎の師匠の為永春水が、天保十改革の際、言論統制に触れ、天保十

四年(一八四三)、憂もんのうちに歿した。春水の歿後、春水と作品を合作した知人・門弟達の一人であった春笑(染崎八郎)は、二世為永春水を襲名した。筆名は別に柳北軒・戯墨堂・柳北釣夫がある。

宗家文庫(対馬歴史民俗資料館蔵)の中に、藩士の履歴を記した「奉公帳」がある。染崎八郎は天保四年(一八三三)十六歳の時、御使徒士になり、対馬藩の江戸詰となった。二十歳の天保十年(一八三九)、父廣右衛門の家督をつぎ、武人扶持の切米二石の身分になった。八郎は三十六歳の折、第十四代藩主宗義和(一八一八—一九〇)が、参勤交代の下向の折、御使徒士兼勤御供徒士の役で、対馬に渡った。八郎の在島は嘉永六年(一八五三)の正月から約五ヶ月間で、六月朔日に対馬をたつて江戸に向った。

文久三年(一八六三)、四十六歳の折、染崎八郎は久兵衛と改名する。延房と改名したのは明治維新後である。奉行帳に「同年(文久三)七月廿五日、幾度八郎同名二付、名改之儀願出候間、久兵衛と改名被仰付」とある。江戸藩邸の与頭兼大目付の幾度正親が、文久三年(一八六三)

二月、正親を八郎と改名したのによる。同年(一八六三)二月二十一日、幾度正親は第十五代藩主宗義達(一八四七—一九〇二)に、随従して江戸をたち、京都に向った。この時、改名した理由が、幾度八郎の奉公帳に記されている。「文久三年(一八六三)二月五日、今度御上京御供被仰付候処、議奏正親様 江名前相憚、改名之儀願出候付、八郎と改名被仰付候段、右同日来」とある。正親町天皇の御し号を憚り正親は八郎に改名を仰せつけられた。上司と同名は許されない封建の時代であり、染崎八郎は久兵衛と改名したのであった。

染崎八郎、のちの久兵衛は藩への奉公と、作家活動の両立をめざしたが、幕末多忙の対馬の藩情は、実直な武士の彼に戯作を思うように許さなかった。彼の作品の中で著名なものに、赤穂義士銘々伝の「いろは文庫」、伊達誠忠録の「珍説千代之礎」等がある。作品は師春水の艶麗な作品よりも、儒教的な道德のもとに、勧善懲悪的な傾向をみせている。

明治維新後、久兵衛を延房と改名した彼は、幕末維新通俗史「近世紀聞」や実録ものの「浪華史略」などを本名で刊行した。明治八年(一八七五)の冬、平假名絵入新聞(のち東京絵入新聞)の記者になった。延房は東京絵入新聞に、「群衛鳴門夕和波」を連載した。「彼(染崎延房)が新聞小説の源流たる「つづきもの」を執筆し、明治の風俗小説の成長に陰ながら、寄与したことは記憶されねばならない。」(興津 要 日本近代文学大事典)と評価されている。

彼は亡くなる夜、辞世の和歌を詠んだ。

今よりは故郷の空にすむ月を  
いざやながめて遊びあかさん  
延房は嘉永六年(一八五三)、はじめて対馬に渡り、父祖の土地をふんだ。対馬渡島はこの時だけである。

染崎延房は、明治十九年(一八八六)九月二十七日に逝去した。享年六十九歳であった。

参考文献 明治文学全集 明治開化文学集(一)

